

平成29年4月10日

保護者の皆様

練馬区立旭町小学校

## 練馬区における自然災害時の対応について

練馬区教育委員会では、練馬区における自然災害時の対応について、下記のように定めています。旭町小学校でもこれに準じて災害時の対応を行いますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 地震発生時の保護者引き渡しの原則

学校を含む地域の震度「震度5弱以上」

- ・保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
- ・時間がかかっても、保護者が引き取りに来るまでは児童生徒等を学校で保護しておく。

学校を含む地域の震度「震度4以下」

- ・原則として、引き渡しは行わず下校させる。
- ・交通機関に混乱が生じ、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。

#### 2 気象警報発表時における臨時休業等の対応について

**臨時休業となる場合**

- ・当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は臨時休業となる。
- ・河川の洪水や浸水害が心配される地域は、「大雨警報」や「洪水警報」の発表により、各学校の判断で臨時休業とすることができる。その際、保護者に学校の対応を事前に通知する。

**臨時休業とならない場合の対応**

- ・風雨や地域の状況または職員の出勤状況により、始業を繰り下げる等の対応をしたときは教育指導課へ報告する。
- ・始業を繰り下げた場合、スクールゾーンが解除されていることを想定して、登校時の見守り体制等、児童・生徒の安全確保を行う。
- ・下校については、各学校において地域の状況をよく把握した上で安全確保を図る。